

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【子ども家庭局子育て支援部青少年課】2
- 利用料金の額の承認【市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課】3

◇ 公 告

- 調達契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課】4

北九州市告示第 206 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立玄海青年の家、北九州市立もじ少年自然の家、北九州市立かぐめよし少年自然の家及び北九州市立ユースステーションにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 4 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受 託 者		委託期間
	名 称	住 所	
北九州市立 玄海青年の家	玄海グリーン&アドベンチャー共同 企業体	北九州市小倉北区堺 町一丁目 6 番 15 号	平成 31 年 4 月 1 日から平 成 32 年 3 月 31 日まで
北九州市立 もじ少年自 然の家	玄海グリーン&アドベンチャー共同 企業体	北九州市小倉北区堺 町一丁目 6 番 15 号	
北九州市立 かぐめよし 少年自然の 家	玄海グリーン&アドベンチャー共同 企業体	北九州市小倉北区堺 町一丁目 6 番 15 号	
北九州市立 ユースステ ーション	玄海グリーン&アドベンチャー共同 企業体	北九州市小倉北区堺 町一丁目 6 番 15 号	

北九州市告示第 207 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの北九州市旧古河鋳業若松ビルの利用料金の額について承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 34 号）第 5 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 31 年 4 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

金額			備考	
—	9 時～12 時	12 時～17 時	17 時～22 時	営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の 30 割に相当する額とする。
多目的ホール A	840 円	1,320 円	2,160 円	
多目的ホール B	840 円	1,320 円	2,160 円	
会議室 A	1 時間又はその端数ごとに 100 円			
会議室 B	1 時間又はその端数ごとに 100 円			
会議室 C	1 時間又はその端数ごとに 100 円			
冷暖房設備	多目的ホール A	30 分又はその端数ごとに 280 円		
	多目的ホール B	30 分又はその端数ごとに 140 円		
	会議室 A	30 分又はその端数ごとに 70 円		
	会議室 B	30 分又はその端数ごとに 70 円		
	会議室 C	30 分又はその端数ごとに 70 円		

北九州市公告第 2 2 7 号

一般競争入札により、調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 3 1 年 4 月 2 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 調達契約の名称及び数量 FAX コピー複合機 1 4 台の借入れ及び保守契約 一式
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成 3 5 年 6 月 3 0 日まで（契約締結の日から平成 3 1 年 6 月 2 8 日までは機器等の搬入準備期間とし、契約金額の支払の期間は同年 7 月 1 日から平成 3 5 年 6 月 3 0 日までの 4 8 箇月とする。）
- (4) 履行場所 市長が指示する場所
- (5) 入札方法 総価（機器借入れ及び保守に係る合計額）により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
ア 場所 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市役所 9 階

北九州市保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課地域支援係

イ 日時 公告の日から平成31年5月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに同月1日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成31年5月8日午後5時15分までに競争参加の申出書を北九州市保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課地域支援係に提出しなければならない（郵送の場合は、書留郵便とし、同日午後5時15分必着とする。）。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所地下2階第5入札室

イ 日時 平成31年5月20日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の

3の規定による長期継続契約であるため、平成31年7月1日以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課地域支援係

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所9階

電話 093-582-2060